栃木市条例第26号

栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例

栃木市は、首都圏の北部に位置し、江戸時代後期から商都として栄えた歴史的・文化的風土があり、産業活動の基盤となる土地や水資源に恵まれていることから、機械や食品をはじめとする工場や新旧の商店などが数多く立地している。

それらの多くは、中小企業者であり、地域との密接な関係のなかで事業を 展開し、地域経済を支え、雇用を創り出してきた。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の急速な進展、経済のグローバル化、 都市部と地方の格差の拡大等により、中小企業者は、困難な経営環境に置か れており、とりわけ経営基盤のぜい弱な小規模企業者は、いままでに経験し たことのない厳しい経営環境に置かれている。

このようななかにおいて、本市の豊かな自然、歴史及び文化に育まれた知識、技術技能、経験、ネットワークなどの経営資源を有し、かつ、地域経済を支えている中小企業者の事業の継続及び発展は欠かすことのできないものであり、中小企業者、関係機関等、市民及び市が一丸となって、その振興を図ることが必要である。

ここに、それぞれが果たすべき役割を明らかにし、連携して中小企業・小規模企業の振興を図り、本市経済の未来に向けた持続的な発展を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念、市の 責務等の基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興 に必要な施策を計画的かつ総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市 民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 中小企業・小規模企業の振興 中小企業者の多様で活力ある成長発展 及び小規模企業者の事業の持続的な発展を図ることをいう。
  - (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第 1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所(以下「事 務所等」という。)を有するものをいう。
  - (3) 小規模企業者 中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人 (商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者につい ては、5人)以下の事業者をいう。
  - (4) 商工団体 商工会議所及び商工会であって、市内に所在するものをいう。
  - (5) 金融機関 銀行及び信用金庫であって、市内に所在するもの並びに株式会社日本政策金融公庫その他の政府系金融機関及び信用保証協会であって、栃木県内に所在するものをいう。
  - (6) 大企業者 中小企業者以外の事業者(金融機関を除く。)であって、市内に事務所等を有するものをいう。
  - (7) 教育機関 大学、高等学校、中学校、小学校、専門学校、公共職業能力開発施設及び研究機関であって、市内に所在するものをいう。
  - (8) 労働団体 労働組合であって、市内に事務所等を有するもの及び労働組合の連合団体であって、栃木県内に事務所等を有するものをいう。

(9) 関係機関等 第4号から前号までに掲げるものその他中小企業・小規模企業の振興に寄与する機関等をいう。

(基本理念)

- 第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進 されるものとする。
  - (1) 中小企業者は、地域経済を支え、雇用を創出する等、本市の発展及び 市民生活の向上に資する重要な経済主体であるという認識に基づき振 興を図ること。
  - (2) 中小企業者が経済社会情勢の変化に対応して事業の発展を図るための 自主的な努力を基本として振興を図ること。
  - (3) 中小企業者、関係機関等、市民及び市が連携を図りながら振興を図ること。
  - (4) 中小企業者が供給する原材料、製品、サービス等が地域経済の好循環と内発的発展をもたらすよう、その積極的な利用の促進を図ること。
  - (5) 自然環境、歴史、伝統文化、産業基盤、農業、観光、人材、技術技能 その他の地域資源が有効に活用されるよう振興を図ること。
  - (6) 地域経済を活性化し、発展させるよう、創業を積極的に支援すること。
  - (7) 特に小規模企業者については、多様な需要にきめ細かく対応できるなど、その特徴を生かすとともに、経営資源の不足や経営のぜい弱性を補い、事業の持続的な発展が図られるよう配慮しつつ振興を図ること。

(市の責務)

- 第4条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ総合 的に実施するものとする。
- 2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する国、栃木県及び関係機関等

- の支援策について、その情報を適切に中小企業者に提供するよう努めるも のとする。
- 3 市は、関係機関等と連携を図り、それぞれが実施する中小企業・小規模 企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう努めるもの とする。
- 4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な 執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。 (中小企業者の努力)
- 第5条 中小企業者は、経済社会情勢の変化に対応してその事業の発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。
- 2 中小企業者は、地域における雇用機会の創出並びに従業員の労働環境の 整備及び福利厚生の向上に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、その事業活動を通じて地域の振興に努めるとともに、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)

- 第6条 商工団体は、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとと もに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力する よう努めるものとする。
- 2 商工団体は、中小企業者の多様な需要に対応するため、当該商工団体の 組織力の強化を図るとともに職員の業務遂行能力の向上に努めるものと する。
- 3 商工団体は、創業に対し積極的な支援に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、中小企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向

上に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、創業に対し積極的な支援に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者の地域社会及び地域経済に果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業者との連携及びその振興に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、勤労及び職業に対する意識の啓発を図り、中小企業・ 小規模企業の振興の担い手となる人材の育成に努めるとともに、中小企 業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(労働団体の役割)

第10条 労働団体は、中小企業者の地域社会及び地域経済に果たす役割の 重要性について理解を深め、労働環境の整備、労働者の福利厚生の向上等 を通じて、中小企業・小規模企業の振興に努めるものとする。

(市民の役割)

第11条 市民は、中小企業者が地域経済と雇用を支える重要な存在であるということについて理解を深めるとともに、中小企業者が供給する製品及びサービスの利用を通じて中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の振興に関する指針)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する指針(以下「指針」

という。)を定めなければならない。

- 2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針
- (2) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策に係る事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な事項
- 3 市は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (中小企業・小規模企業の振興に関する基本的施策)
- 第14条 市は、次に掲げる施策を講ずるものとする。
  - (1) 中小企業者による経営の改善及び向上の促進を図るための施策
  - (2) 中小企業者の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるための施策
  - (3) 中小企業者による伝統的技能等の継承の支援並びに新たな技術、製品及び役務の開発の促進を図るための施策
  - (4) 中小企業者による地域資源を活用した事業活動の促進を図るための施策
  - (5) 中小企業者による販路の開拓の促進を図るための施策
  - (6) 中小企業による従業員の福利厚生の充実の促進並びに従業員の身体及び精神の健康の維持及び向上を図るための施策
  - (7) 中小企業者の事業活動を担う人材(後継者を含む。)の育成及び確保を 図るための施策
  - (8) 創業の促進を図るための施策
  - (9) 中小企業者の事業の承継の円滑化を図るための施策
  - (10) 農商工連携(農林水産業者と商工業者が相互に連携、協力を図りなが ら行う新商品の研究開発、新事業の創出等をいう。)及び産学金官連携

(中小企業者、関係機関等、栃木県及び市が相互に連携、協力を図りながら行う新技術の研究開発、新事業の創出等をいう。)の促進を図るための施策

(11) 災害が発生した場合等における中小企業者の事業の継続が円滑に行われるための施策

(小規模企業者への配慮)

- 第15条 市は、小規模企業者の経営に関する相談、指導、研修等に係る体制を整備するとともに、小規模企業者の事業活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、関係機関等が実施する小規模企業者の振興に関する取組に対し、 必要な施策を講ずるものとする。

(栃木市中小企業・小規模企業振興審議会)

第16条 中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ総合的に 推進するに当たり、必要な事項を審議するため、栃木市中小企業・小規模 企業振興審議会を置く。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。